

2019年12月議会一般質問

藤沢市の多文化共生のいま

日本はすでに「国際化」を迎えている

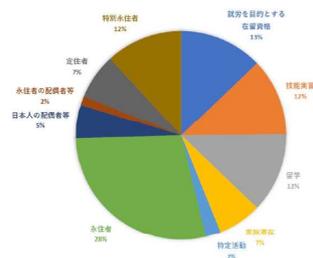
日本に住む外国籍住民は、最新の統計で282万人と過去最高を更新しました。遠からず300万人を突破すると言われています。

この流れは、今後どうなるのでしょうか。

昨年12月8日、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（いわゆる改正入管法）が成立し、今年の4月1日から新しい在留資格「特定技能」が導入されました。

政府の見解では、「これは移民政策ではない」ということになっています。その当否を私はここで論議するつもりはありません。

ただ、見ていただきたいデータがあります。これは日本に住む外国籍住民を、在留資格別にグラフにしたものです。



グラフの右側は3年、5年などと在留期限が決められている人たちです。時計回りに進んで左側の「永住者」以降は、基本的に日本にこれからも住み続けることのできる在留資格の人たちです。つまり日本で暮らす外国人の半数以上は、これからも日本社会で暮らしていく人たちののです。

「移民」という言葉を使おうが使うまいが、日本はすでに「国際化」「多文化化」を迎えています。その「現実」と、「移民はいない」という“タテマエ”との間を埋めているのが、直接外国人と接する自治体であり、学校であり、地域のNPOやボランティアです。

私は本来、国が「外国人住民基本法」を制定して、生活や医療・言語・教育や福祉などの総合的な外国人政策を打ち出すべきだと思っています。ですが、それを待っていても仕方ありません。

他の自治体の例なども参考にしながら、いま藤沢が取り組むべき多文化共生の課題について考えます。

増える「ダブル」の人たち

今年11月1日現在、藤沢市には6621人の外国

籍市民が暮らしています。

様々な国籍や民族の方たちが市内に広がって暮らす「散在型」が藤沢の特徴です。最近ではスリランカ出身の方が増えましたが、この方たちの多くはムスリム（イスラム教徒）です。去年はミャンマーからの第三国定住難民を藤沢で受け入れました。

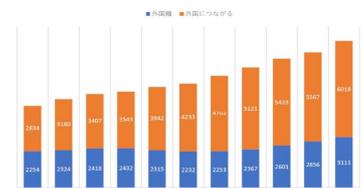
ただ、私はこの数字だけでは見えてこない課題があると思います。国際化が進むと何が起きるのでしょうか。

昨年藤沢市が受理した婚姻届のうち国際結婚、つまり異なる国籍の男女による結婚は25組に1組でした。

ということは、生まれてくる子どもの25人に1人は異なる国籍の両親を持つ「ダブル」の子、ということになります。

このような日本国籍は持っているけれど、何らかの形で外国にルーツを持つ人のことを、ここでは「外国につながる人」と呼ぶことにします。「外国につながる人」の中には、日本国籍を持っているけれど日本語が十分にわからなかったり、文化やアイデンティティーの違いに悩んでいる人も少なくありません。

この方たちがどのくらいいるのかの把握は難しいのですが、横浜市が学齢期の児童生徒について調査したデータがあります。「外国籍」の子ども以上に「外国につながる」子どもが急増しています。現在では「外国籍」のほぼ2倍の「外国につながる」子どもがいます。



大人の割合はこれよりは少し下がるかもしれませんが、藤沢にも外国籍住民と同じかそれ以上の「外国につながる市民」がいる、と推測するのが妥当ではないでしょうか。

さらに、ここに異なる文化やアイデンティティー、宗教などが加わってきます。

私たちはこれまで、ともしれば「日本人」か「外国人」という二分法で論議してこなかったでしょう。

国際化とは「外国人が増えること」と単純に考えられがちですが、それだけではありません。「日本人」

と「外国人」の境目がどんどんグラデーションになって広がっていくことが、「国際化」の姿なのです。

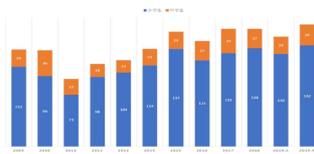
このような人たちはこれからもっと増えるでしょう。大坂なおみも八村塁も、齋藤飛鳥もそうです。

「国籍」と言うより、複数の「文化」や「アイデンティティー」を持った人たちの存在も前提にしなければ、「多文化共生」の論議はできません。藤沢市の多文化共生政策は、この「外国につながる市民」も視野に入れて進めるべきだと思うのです。

久里浜少年院で

いま藤沢の学校には27カ国、295人の外国籍の子どもが通っています。ただ、ここには「外国につながる子ども」は入っていません。

彼ら・彼女らの多くがまず直面するのは言葉の問題です。藤沢市の学校に通う日本語指導を受けている児童生徒は、今年



日本語指導を受ける子ども数

の9月には過去最高を記録しました。

ですが、この指導体制は決して十分ではありません。日本語がわからないまま教室にいる子どもは、どんな思いをしているのでしょうか。

私は以前、横須賀にある久里浜少年院を視察したことがあります。ここには通称「国際科」と呼ばれる部門があり、日本語でのコミュニケーションが困難な外国籍や外国につながる少年が集められています。



久里浜少年院

以前、東京新聞に久里浜少年院についてのこんな記事が載りました。

日系ブラジル人のロベルト（仮称）は、10歳のときに両親に連れられて日本にやってきた。

ブラジルでは成績も優秀な少年だった。しかし小学校の4年生に編入したが、日本語がわからない。授業もわからずノートもとれない。必死に話す日本語は同級生にまねされ、笑われた。

両親は仕事で忙しく、あまりかまってくれない。「ブラジルに帰りたい」と思って何度も泣いた。

やがて不登校になったロベルトは、そのうち同じようにドロップアウトした外国人の少年たちのグループとつきあうようになる。

そこでロベルトは、車上荒らしに誘われる。誘いを断らなかったのは、金がほしかったからだけではない。自分を理解してくれる場所は、日本に

は他になかったのだ。

仲間はずれにされれば、ロベルトの行き場はなかった。彼は窃盗団に加わり、やがて逮捕されて少年院送致となる。

切ない話です。外国から来た子どものこんな気持ちは、私たちにどれほど見えているのでしょうか。

視察の後で、教官はこうおっしゃいました。

「彼らは少年院に来て初めて、まともな日本語教育を受けました。もし彼らにきちんとした教育が保障されていたら、ここに来ることはなかったでしょう。」

胸に突き刺さる言葉でした。私たちはいったい、何をしてきたのでしょうか。

忘れてはならないことがあります。それは「大人は自分の意思で日本に来たけれど、子どもは日本に来てきたわけではない」ということです。

ロベルト君は極端な例かもしれませんが、ですが、ここまで行かなくとも私にも思い当たる生徒がいます。「日本は嫌だ」と泣いたベトナム難民の生徒、「ぼくは何だろう」と悩む日中のダブルの生徒もいました。

もちろん辛い話ばかりではありません。彼ら・彼女らはたくましく、とびきり素敵な笑顔で誇りを持って自分たちのアイデンティティーを語ってくれました。その子たちから教えられたこともたくさんあります。

その子たちは「外国人」である以前に、「ひとりの人間」でした。それは大人でも同じです。私たちが多文化共生を語る時、まずその視点から出発してほしいと心から願います。

「不就学」の子どもたち

さて、他にも「見えない子どもたち」がいます。

「不就学」の子どもたちです。

今年の1月7日、毎日新聞は「就学先不明の子どもが全国に1.6万人いる」、と報じました。この記事でショックだったのは、藤沢市も「10人から50人が就学先不明」に分類されていたことです。



その後の調査で、藤沢市にも就学先不明児童生徒が22人いた、ということがわかりました。

この子たちは「教育を受ける権利」を保障されていないこととなります。このままで良いのでしょうか。

私が注目したいのは豊橋や浜松です。豊橋は藤沢よりはるかにおおぜいの外国籍児童生徒がいるにもかかわらず、不就学はひとりもいません。浜松も例年ほぼゼロを達成しています。

これは豊橋や浜松が市をあげて「不就学ゼロ作戦」に取り組んだからです。何をすれば良いかは、わかっています。藤沢は22人です。できないことはないのではないのでしょうか。

(小野副市長)改正出入国管理法が本年4月に施行され、今後も外国籍の子どもの増加が見込まれます。

こうしたことを背景に、外国籍の子どもたちに対しては家庭全体への支援をさらに充実させるとともに、就学に関しては「就学状況の把握」「就学案内」と個別の状況に応じた「家庭への適切な支援」の3つの取組を柱として、教育委員会と市長部局がしっかりと連携して取り組むべきことと捉えております。

住民登録などを行う行政窓口での案内機能の強化をはじめ、外国人を支援する団体等との連携や必要に応じて家庭への福祉的な支援を行うなど関係部局と連携して就学しやすい環境を整備し、「不就学ゼロ」を目指してまいります。

日本語の初期集中支援

外国籍や外国につながる子どものドロップアウトや不就学を防ぐために始まったのが、日本語の「初期集中支援教室」という取り組みです。

昨年、横浜市にも神奈川県ではじめての日本語初期集中支援教室「ひまわり」が開設されました。



「ひまわり」での授業

日本に来たばかりの子どもは、最初にこの「ひまわり」で約3か月間、日本語を集中的に学びます。その上で、なんとか授業について行けるという見通しが立ったら、本来の在籍校に通うようになります。

ひとりの子どものために指導員が出かけて行って、マンツーマンでわずかな時間指導するのと、どちらが効率的でしょうか。

私は限られた人的資源を集中投入できるという意味でも、その効果から言っても、「初期集中支援教室」がいちばん望ましいと思っております。

藤沢市でも日本語の「初期集中支援教室」をぜひ開設すべきだと思います。お考えをうかがいます。

(教育部 松原教育部長)日本語の「初期集中支援教室」開設についてでございますが、議員ご指摘の横浜市が開設した「日本語支援拠点施設 ひまわり」は、特定の言語を使用する児童生徒が多く居住する地域に設置し、初期指導の段階で集中的に日本語を学べるようにしているものでございます。

初期段階で集中して日本語の指導を行うことは、子

どもたちの学校生活への適応において大変有効であり、ともに学ぶことで得られる安心感も大きいと聞いております。

今後、このような国際教室の指導方法を拡充するなど、早期に日本語を習得できるような初期指導のあり方や仕組づくりについて検討してまいります。

日本語の初期集中支援

外国にルーツを持つ市民の課題は、言葉だけではなく、生活・医療・福祉・教育と、全般にわたります。それらを包括的に支援するワンストップ型の窓口が必要ではないのでしょうか。

横浜市は今年、国の「外国人受け入れ環境整備交付金」を活用して、外国人へのワンストップ型の情報提供や相談の窓口を整備しました。

外国人政策を総合的に担う担当課やワンストップサービスのための多文化共生プラザ、国際交流協会の設立などについてどのようにお考えでしょうか。

(企画政策部 関口企画政策部長)現状で、本市の外国人市民への支援については各部局がそれぞれで行っているため、庁内関係課で構成する多文化共生推進会議を設置して、それぞれの取組に関する情報を共有して連携を図っているところです。

しかしながら、昨今の社会情勢から外国人が生活するうえで必要としている支援は多様化しております。そのため、外国人に関わる施策を効果的に実行できるよう、一つの担当課が総合的に取り組む必要性が出てきていることは認識しております。

ワンストップサービスにつきましても、外国人市民にとって身近な相談場所ができ、生活の安心につながると考えられますので、今後、他市町の取組情報を収集するとともに、関係部局と意見交換を行い、外国人市民の支援環境の整備について検討してまいります。

今年の6月、ようやく「日本語教育推進法」が施行されました。この法律の第2条に「この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう」と、ようやく「外国につながる」人たちの存在が法律に明記されたことは、画期的なことだと思います。そして、第5条で

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、……その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

と地方自治体の責務が示されました。

日本社会で暮らすためのツールとしての「日本語」を必要としているのは、子どもたちだけではありません。大人も同様です。

2016年に藤沢市で実施した「ヤングケアラー調査」には、小・中学生の子どもが「書類の作成、病院への通院補助、通訳を担っている」という事例が30ケース報告されていました。このうち一部は聴覚障害の親をケアしている例でしたが、日本語の苦手な外国籍、または外国につながる親の通訳をしている子どものケースも24例ありました。

「たった24例か」と思われるかもしれませんが、調査時点での外国籍児童生徒は約250人です。そうすると、約1割の子どもが親の通訳をしたり、通院に付き添ったりしていることとなります。しかも、そのことによって遅刻や欠席をしたり、勉強に支障が出たりしているわけです。

さきほど私は「“現実”と“タテマエ”との間を埋めているのは自治体と学校とNPOだ」と申し上げました。もうひとつ付け加えなければなりません。「子ども」です。これも放置してはならないと思います。

私は本来、このような「学び」を必要としている方たちへの学習機会の提供は、生涯学習の重要な課題として取り組まれるべきだと思っています。

いま藤沢では、成人対象の日本語学習はNPOやボランティア団体のみなさんによる自主的な日本語教室に頼っているのが実際です。これらの中には教室の確保に難渋していたり、運営資金も手弁当、というところも少なくありません。

これらの日本語教室への支援や、会場の優先的確保こそ、「自治体の責務」ではないでしょうか。

(企画政策部 関口部長)本市における日本語教室は複数ありますが、いずれも市民ボランティアが自主的に運営しており、外国人市民の日本語習得支援のみならず、多言語での行政情報の提供や、生活に関する相談の受付などまでを担っており、外国人市民にとって大切な地域社会の窓口となっています。

今後は法律の目的や基本理念を踏まえ、人権男女共同平和課で主催している日本語教室ネットワーク会議等での意見交換等を通して、各日本語教室との連携を深めてまいります。また、日本語教室が、外国人市民への日本語習得支援活動を継続して行っていくよう、教室の活動場所の確保等の支援について、関係部局と調整し、取り組んでまいります。

「人権条例」の制定は

残念なことに、いま日本では外国にルーツを持つ人々を誹謗したり、口汚く侮辱する「ヘイトスピー

チ」が横行しています。

「それは新大久保や川崎で起きていることで、藤沢は関係ない。」とおっしゃるかもしれません。

ですが、ある在日コリアンの私の知人は、こう言いました。「ヘイトスピーチは、どこで行われていようと関係ない。叩き出せ、殺せ、という言葉は、藤沢に住んでいる私たちにも向けられている言葉なんだ。」その通りではないでしょうか。

いよいよ来年は、江ノ島でオリンピックのセーリング競技が行われます。近代オリンピックの提唱者であるクーベルタン男爵は、「スポーツを通じて平和な世界の実現に寄与する」ことをオリンピックの目的に掲げました。だからこそオリンピック憲章は

このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由によるいかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

と定めたのではなかったでしょうか。

オリンピックの「レガシー」とは、このオリンピズムの精神を実現することでもあるはずで

藤沢市でもこの機会に、オリンピック憲章をふまえた人権条例の制定や、人権啓発を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(企画政策部 関口企画政策部長)本市では、平成27年度に策定した「藤沢市人権施策推進指針改訂版」に基づいて、各種の人権施策を総合的に推進し意識啓発等に努めているところでございます。今後とも先進的な取組に関する情報収集を図りつつ、「人権指針」の見直し等と合わせて、人権条例等の制定を含め、多角的な視点により本市にふさわしい人権施策を考えてまいります。

日系外国人の受け入れを決めた1990年の入管法改正から、すでに30年が経とうとしています。当時日本にやって来た子どもたちの中には、すでに大学を卒業して社会人になったり、起業して貿易に大きな力を発揮している人もいます。外国にルーツを持つ人々は単なる支援「される」だけではなく、この社会の大きな力になってくれる存在です。

これからますます国際化が進むであろう藤沢です。

多様性を認め合い、違いを力にできる、そんな藤沢をめざしていただきたいと思います。私の一般質問を終わります。